

令和7年12月18日

議案説明資料

- 1 議案第74号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務部人事秘書課) . . . P 1
- 2 議案第75号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について(総務部人事秘書課) . . . P 33
- 3 議案第69号 令和7年度田川市一般会計補正予算(人件費分)
(総務部人事秘書課) . . . P 36
- 4 議案第70号 令和7年度田川市国民健康保険特別会計補正予算(人件費分)
(市民生活部市民課) . . . P 43
- 5 議案第71号 令和7年度田川市後期高齢者医療特別会計補正予算(人件費分)
(市民生活部市民課) . . . P 49
- 6 議案第72号 令和7年度田川市急患医療特別会計補正予算(人件費分)
(福祉部保健福祉課) . . . P 54

議案第74号 田川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

令和7年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定状況等に準拠し、本市職員等についても同様の改定を行うため、所要の措置を講じるもの。

2 改正の主な内容

(1) 給料

給料表の水準を平均3.3%引き上げる。

(2) 一般職の期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げる。(4.6月分→4.65月分)

(3) 特別職(市長、副市長、教育長及び病院事業管理者)の期末手当

期末手当の支給月数を0.05月引き上げる。(3.45月分→3.5月分)

(4) その他の改正

ア 通勤手当

- ・ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から措置

【補足 規則で改正するもの】

- ・ 現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分について、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施
- ・ 令和8年4月から、上限を「100km以上」(現行60km以上)とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を令和8年4月から措置

イ 宿日直手当

宿日直手当の300円の引上げ改定等を行い、令和7年4月に遡及して実施

ウ 初任給調整手当

月例給料と地域手当の合計額が、在勤する地域の最低賃金を下回る場合にその差額を支給するよう初任給調整手当を令和8年4月から措置

3 施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

(1) 令和7年4月1日適用

ア 給料表の改正

イ 特別職に係る令和7年度の期末手当率の改正。ただし6月分は改正前と同率

ウ 一般職に係る令和7年度の期末・勤勉手当率及び通勤手当、宿日直手当の改正。

ただし期末・勤勉手当率の6月分は改正前と同率

(2) 令和8年4月1日施行

令和8年度以降の期末・勤勉手当率、通勤手当の改正及び初任給調整手当の措置

4 改正を要する条例

(1) 田川市職員の給与に関する条例

(2) 田川市特別職の職員の給与に関する条例

(3) 田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(4) 田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例

(5) 田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例

(6) 田川市病院事業管理者の給与等に関する条例

(7) 田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(8) 田川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

5 新旧対照表 別紙（P3～P32）

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(宿日直手当)</p> <p>第14条 宿日直を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,700円</u>を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>7,050円</u>とする。</p> <p>2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>23,500円</u>を超えない範囲内において、任命権者が定める月額<small>の宿日直手当</small>を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第14条 宿日直を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日に退庁時から引き続き行われる宿直勤務にあっては、その額は、<u>6,600円</u>とする。</p> <p>2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して、<u>22,000円</u>を超えない範囲内において、任命権者が定める月額<small>の宿日直手当</small>を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5</u></p>	<p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第17条の4（略）</p> <p>2（略）</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105を乗じて得た額の総額</u></p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50を乗じて得た額の総額</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>を乗じて得た額の総額 3から5まで（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> 行政職給料表</p> <p>(新給料表)</p>	<p>3から5まで（略）</p> <p><u>別表第1（第3条関係）</u> 行政職給料表</p> <p>(旧給料表)</p>

○田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>初任給調整手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当をいう。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第11条の3の2 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあっては、規則で定める額）並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に1.2を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第</u></p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当をいう。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>1 項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、初任給調整手当を支給する。</p> <p>2 初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第11条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額</u>（第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を超えて、その額に規定で定める割合を乗じて得た額を減じた額）） (3) (略)</p> <p>3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第6項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかか</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>規則で定める額</u>（第11条の6第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） (3) (略)</p> <p>3 勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転（以下「異動等」という。）に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかか</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>わらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単 位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給 単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第6項</u>にお いて「特別料金等相当額」という。）</p> <p>(2) （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を</u> <u>超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額と</u> <u>して規則で定める額</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額</u></p> <p>6 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関</u></p>	<p>わらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単 位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給 単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（<u>第5項</u>にお いて「特別料金等相当額」という。）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の規則で定める日に支給する。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p>10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>6 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあっては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。</p> <p>9 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、規則で定める。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125</u>を、<u>12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4から6まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条の4 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで （略）</p>	<p>次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105</u>を、<u>12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前任用短時間勤務職員 当該定年前任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50</u>を、<u>12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3から5まで （略）</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第3条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとする。</p>

○田川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年条例第4号）新旧対照表（第4条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第5条 第3条の期末手当の額の算出については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）第17条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「市長等が受けるべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」と読み替えるものとする。</p>

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第5条関係）

新（改正案）		旧（現行）																									
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>405,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>455,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>508,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>574,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>655,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2から4まで（略）</p> <p>（給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「100分の127.5」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p> <p>2（略）</p>		号給	給料月額（円）	1	405,000	2	455,000	3	508,000	4	574,000	5	655,000	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2から4まで（略）</p> <p>（給与条例の適用に関する読替え）</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。</p> <p>2（略）</p>		号給	給料月額（円）	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000
号給	給料月額（円）																										
1	405,000																										
2	455,000																										
3	508,000																										
4	574,000																										
5	655,000																										
号給	給料月額（円）																										
1	392,000																										
2	440,000																										
3	492,000																										
4	555,000																										
5	634,000																										

○田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）新旧対照表（第6条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>ない。</p> <p>(給与条例の適用に関する読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項及び第17条第4第2項第1号の規定の適用については、給与条例第17条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、同号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第10条 給与条例第3条、第5条から第5条の3まで、第9条の2、</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員</u>には、規則の定めるところにより、<u>その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用に関する読替え)</p> <p>第9条 特定任期付職員に対する給与条例第17条第2項の規定の適用については、<u>同項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(給与に関する条例の適用除外)</p> <p>第10条 給与条例第3条、第5条から第5条の3まで、第9条の2か</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>第10条、第11条の3及び第11条の5から第16条の2までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p>	<p>第11条まで、第11条の3、第11条の5から第16条の2まで及び第17条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p>

○田川市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年条例第14号）新旧対照表（第7条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>（給与の種類）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>初任給調整手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手 務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉 手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエ ンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴 任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手 当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手 当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエ enz 等対策派遣手 当及び退職手当とする。</p>

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第17号）新旧対照表（第8条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(期末手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の127.5を、12月に支給する場合には100分の127.5を</u>乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3から5まで (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の125を</u>乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3から5まで (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3から5まで (略)</p>

○田川市会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年条例第17号）新旧対照表（第9条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、<u>初任給調整手当</u>、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当（以下「各種手当」という。）とする。</p> <p>(報酬に加算する額)</p> <p>第8条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を前条に規定する報酬に加算して支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) <u>給与条例第11条の3の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるパートタイム会計年度任用職員</u> 一般職の職員に支給される初任給調整手当の額に相当する額</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当については、給与条例第11条の4（<u>第5項を除</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第3条 この条例による給与は、パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬、期末手当及び勤勉手当とし、フルタイム会計年度任用職員にあつては給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当（以下「各種手当」という。）とする。</p> <p>(報酬に加算する額)</p> <p>第8条 次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員には、その区分に応じて、当該各号に掲げる額を前条に規定する報酬に加算して支給する。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第12条 通勤手当については、給与条例第11条の4の規定を準用す</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</u>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、<u>当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>る。この場合において、同条中「職員」とあるのは「フルタイム会計年度任用職員」と読み替えるものとする。</p> <p>（期末手当）</p> <p>第13条（略）</p> <p>2 会計年度任用職員の期末手当の額は、<u>期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、<u>基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで（略）</p> <p>3から5まで（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第13条の2（略）</p> <p>2 会計年度任用職員の勤勉手当の額は、<u>勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。</u>この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、<u>当該会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の105</u></p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>を超えてはならない。</p> <p>3から5まで（略）</p>	<p>を、<u>12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</u></p> <p>3から5まで（略）</p>

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第10条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。</p>	<p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「100分の125」とあるのは「100分の172.5」とする。</p>

○田川市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成22年条例第22号）新旧対照表（第11条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>	<p>第5条 この条例に定めるもののほか、管理者の給与の支給については、田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号）の規定の例による。この場合において、同条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「期末手当基礎額」とあるのは「管理者が受けべき給料月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の177.5</u>」とする。</p>

○田川市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和22年条例第23号）新旧対照表（第12条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）（以下これらを「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>初任給調整手当</u>、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当とする。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（給与の種類）</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 手当の種類は、給料の特別調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、特定新型インフルエンザ等対策派遣手当及び退職手当とする。</p> <p>（扶養手当）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(1)から(5)まで（略）</p> <p>（地域手当）</p> <p>第6条 規程で定める地域に在勤する職員に対して、地域手当を支給する。</p> <p>2 地域手当の月額、給料、扶養手当及び給料の特別調整額の月額、合計額に100分の20を超えない範囲内において規程で定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（初任給調整手当）</p> <p>第7条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で管理者が定めるものには、月額417,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後規程で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第1種初任給調整手当として支給する。</p> <p>2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員に</p>	<p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2)から(6)まで（略）</p> <p>（地域手当）</p> <p>第6条 医療職給料表の適用を受ける職員に対して、地域手当を支給する。</p> <p>2 規程で定める地域に在勤する職員（前項の職員を除く。）に対して、給料、扶養手当及び給料の特別調整額の月額、合計額に100分の20を超えない範囲内において規程で定める割合を乗じて得た額を支給することができる。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>は、同項の規定に準じて、<u>第1種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定により第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲、第1種初任給調整手当の支給期間及び支給額その他第1種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。</u></p> <p>4 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第3条第3項の規定により当該職員の属する職務の級及び当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の規程で定める職員にあっては、規程で定める額）並びにこれに第6条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを50銭を切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、<u>第2種初任給調整手当を支給する。</u></u></p> <p>5 <u>第2種初任給調整手当の月額は、規程で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。</u></p>	

新（改正案）	旧（現行）
<p>6 <u>第4項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定めるものには、規程の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>7 <u>前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。</u></p> <p>（通勤手当）</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用して通勤しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用して徒歩により通勤するものとし、た場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとし、た場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で</p>	<p>（通勤手当）</p> <p>第8条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員（第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとし、た場合の通勤距離が片道2キロメートル未満で</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>あるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（<u>交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。</u>）</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常例とする職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）</u> その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして</p>	<p>あるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃又は料金を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>給料表の適用を受けない職員、国家公務員又は他の地方公共団体の職員等であつた者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常例とする職員（任用の事情等を考慮して規程で定める職員に限る。）</u> その他第1項</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条 管理又は監督の地位にある職員のうち、<u>規程</u>で定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時</u>までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3及び4まで（略）</p>	<p>の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4（略）</p> <p>（管理職員特別勤務手当）</p> <p>第14条 管理又は監督の地位にある職員のうち、<u>田川市病院局企業職員の給与に関する規程（平成22年病院事業管理規程第8号）第24条第1項の表に定める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の<u>午前0時から午前5時</u>までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3及び4まで（略）</p>

○田川市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和４年条例第２６号）新旧対照表（附則第４条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>附 則</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>第１２条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であって、新地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項、第４項から第６項まで及び第８項において同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される田川市職員の給与に関する条例第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>２ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>田川市職員の給与に関する条例</u>第５条の２の規定を適用する。</p> <p>３ 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>田川市職員の給与に関する条例</u>第１７条の４第２項及び第２０条の規定を適用する。</p> <p>４ 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな</p>	<p>附 則</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>第１２条 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員（暫定再任用職員であって、新地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次項、第４項から第６項まで及び第８項において同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>第２条の規定による改正後の田川市職員の給与に関する条例</u>（以下この条において「<u>新給与条例</u>」という。）第３条第１項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>２ 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第５条の２の規定を適用する。</p> <p>３ 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第１７条第３項、第１７条の４第２項及び第２０条の規定を適用する。</p> <p>４ 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみな</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>して、<u>田川市職員の給与に関する条例</u>第11条の4第2項、第13条第2項及び第18条第2項及び第18条の規定を適用する。</p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 暫定再任用短時間勤務職員は、田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p> <p>9（略）</p>	<p>して、<u>新給与条例</u>第11条の4第2項、第13条第2項及び第18条の規定を適用する。</p> <p>5から7まで（略）</p> <p>8 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>第10条の規定による改正後の田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例</u>第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。</p> <p>9（略）</p>

議案第75号 田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

一般職の国家公務員の給与改定に準じて期末手当の改定を行う国の特別職に準じ、本市の市議会議員についても同様の措置を講ずるもの。

2 改正内容

期末手当の支給月数を0.05月引き上げる。(3.45月分→3.5月分)

3 施行日

公布の日から施行。ただし、次のとおり一部別途施行及び遡及適用あり。

(1) 令和7年4月1日適用

令和7年度の期末手当率の改正。ただし6月分は改正前と同率

(2) 令和8年4月1日施行

令和8年度以降の期末手当率の改正

4 新旧対照表 別紙(P34・P35)

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第1条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には、<u>100分の172.5</u>を、12月に支給する場合には<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

○田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）新旧対照表（第2条関係）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>

令和7年度

総務部

人事秘書課

(一般会計)

**12月補正予算説明資料
【人件費分】**

令和7年度 12月補正予算 総括表（一般会計）

（総務部 人事秘書課）

（単位：千円）

歳 入				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
20.4.3	雑 入	201,242	△ 1,261	199,981
歳 入 合 計		201,242	△ 1,261	199,981

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
2.1.1	一 般 管 理 費	139,947	419	140,366
2.1.1他	人 件 費	3,286,144	215,274	3,501,418
歳 出 合 計		3,426,091	215,693	3,641,784

※ 12月補正予算の補正額については、本資料中、既定額に含めて作成している。

令和7年度 12月補正予算説明資料（一般会計）

（歳出）

総務部 人事秘書課 人事係

（単位：千円）

予算書のページ		事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計		
2	～			事業費	3,286,144	事業費	215,274	事業費	3,501,418	
款		項	目	国	0	国	0	国	0	
2 総務費		1 総務管理費	1 一般管理費	県	0	県	0	県	0	
事業名		職員人件費		財源内訳	地方債	0	地方債	0	地方債	0
補正の理由		令和7年度における異動等による所要の整理等		財源内訳	その他	204,655	その他	△1,605	その他	203,050
				財源内訳	一般財源	3,081,489	一般財源	216,879	一般財源	3,298,368
補正の内訳		(主な内容) 1 令和7年人事院勧告に伴う給与改定 2 令和7年度における異動等による所要の整理 ※ 当初予算は令和6年11月1日時点の人員の状況で積算 ※ 予算科目別の明細(P4)		科目		既定額	補正額	計		
				1 報酬		75,072	△13,481	61,591		
				2 給料		1,593,757	75,422	1,669,179		
				3 職員手当		1,027,611	149,625	1,177,236		
				3 児童手当		28,730	40	28,770		
				4 職員共済費		559,432	4,106	563,538		
備考欄 (メモ)				8 費用弁償		1,542	△438	1,104		
				計		3,286,144	215,274	3,501,418		

予算書のページ		事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計		
16	～	17	050122	事業費	6,216	事業費	419	事業費	6,635	
款		項	目	国	0	国	0	国	0	
2 総務費		1 総務管理費	1 一般管理費	財源内訳	県	0	県	0	県	0
事業名		職員厚生対策経費		財源内訳	地方債	0	地方債	0	地方債	0
補正の理由		令和7年度における異動等による所要の整理等		財源内訳	その他	329	その他	△2	その他	327
				財源内訳	一般財源	5,887	一般財源	421	一般財源	6,308
補正の内訳		(主な内容) 令和7年度における異動等による所要の整理 ※ 当初予算は令和6年11月1日時点の人員の状況で積算		科目		既定額	補正額	計		
				18 厚生会交付金		6,216	419	6,635		
備考欄 (メモ)				計		6,216	419	6,635		

令和7年度 12月補正予算説明資料（一般会計）

（歳入）

総務部 人事秘書課 人事係（単位：千円）

予算書のページ			款	項	目	既定額	補正額	計			
12	～	13	20 諸収入	04 雑入	03 雑入	201,242	△1,261	199,981			
節			既定額	補正額	計	説明					
02 雑入				201,242	△ 1,261	199,981	項目		既定額	補正額	計
							広域連合派遣人件費精算分	28,238	176	28,414	
							水道企業団派遣人件費精算分	166,785	△1,437	165,348	
							合計	195,023	△1,261	193,762	
							職員の異動等に伴う減				

令和7年度 12月補正 人件費支出科目別明細表

(単位：千円)

科目			特別職・一般職員・再任用職員・任期付職員				会計年度任用職員（育休等代替）					合計
			2節 給料	3節 職員手当	4節 共済費	小計	1節 報酬	3節 職員手当	4節 共済費	8節 費用弁償	小計	
款	項	目										
1	議会費	1 議会費	1,233	2,552	383	4,168					4,168	
2	総務費	1 総務管理費 1 一般管理費	27,714	138,868	7,408	173,990	△ 13,481	△ 6,732	△ 4,100	△ 438	△ 24,751	149,239
2	総務費	2 徴税费 1 税務総務費	209	△ 393	△ 1,535	△ 1,719						△ 1,719
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費	△ 2,141	△ 1,908	△ 945	△ 4,994						△ 4,994
2	総務費	4 選挙費 1 選挙管理委員会費	350	△ 25	6	331						331
2	総務費	6 監査委員費 1 監査委員費	459	182	△ 40	601						601
3	民生費	1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	4,997	1,519	△ 63	6,453						6,453
3	民生費	1 社会福祉費 4 国民年金費	3,441	1,353	937	5,731						5,731
3	民生費	2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	△ 1,555	2,468	△ 964	△ 51						△ 51
3	民生費	2 児童福祉費 4 保育所費	△ 1,887	△ 856	△ 1,417	△ 4,160						△ 4,160
3	民生費	3 生活保護費 1 生活保護総務費	4,362	2,002	179	6,543						6,543
4	衛生費	1 保健衛生費 1 保健衛生総務費	△ 989	△ 1,264	△ 433	△ 2,686						△ 2,686
4	衛生費	1 保健衛生費 8 公害対策費	△ 3,696	△ 3,538	△ 1,576	△ 8,810						△ 8,810
4	衛生費	2 清掃費 1 清掃総務費	18,558	14,722	5,270	38,550						38,550
4	衛生費	3 上水道費 1 上水道施設費	△ 290	△ 374	△ 765	△ 1,429						△ 1,429
5	労働費	1 労働諸費 1 労働諸費	352	104	110	566						566
6	農林業費	1 農業費 1 農業委員会費	471	△ 964	△ 83	△ 576						△ 576
6	農林業費	1 農業費 2 農業総務費	1,266	385	57	1,708						1,708
6	農林業費	1 農業費 5 農地費	1,027	△ 246	42	823						823
6	農林業費	2 林業費 1 林業総務費	△ 274	△ 577	△ 167	△ 1,018						△ 1,018
7	商工費	1 商工費 1 商工総務費	2,250	631	306	3,187						3,187
7	商工費	1 商工費 3 企業誘致育成推進費	△ 297	△ 509	△ 225	△ 1,031						△ 1,031
8	土木費	1 土木管理費 1 土木総務費	1,026	△ 1,268	△ 338	△ 580						△ 580
8	土木費	2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費		0		0						0
8	土木費	2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	7,384	2,513	1,981	11,878						11,878
8	土木費	4 都市計画費 1 都市計画総務費	244	△ 345	△ 258	△ 359						△ 359
8	土木費	4 都市計画費 2 街路事業費	197	40	7	244						244
8	土木費	4 都市計画費 3 公園費	813	241	136	1,190						1,190
8	土木費	4 都市計画費 4 国土調査費	231	△ 756	△ 464	△ 989						△ 989
8	土木費	4 都市計画費 5 市街地整備事業費	127	△ 448	9	△ 312						△ 312
8	土木費	5 住宅費 1 住宅総務費	963	85	209	1,257						1,257
8	土木費	5 住宅費 2 住宅管理費	828	1,926	444	3,198						3,198
8	土木費	5 住宅費 3 公営住宅ストック整備改善事業費	993	△ 84	178	1,087						1,087
9	消防費	1 消防費 2 非常備消防費	△ 679	△ 1,323	△ 561	△ 2,563						△ 2,563
9	消防費	1 消防費 5 災害対策費		△ 1,614		△ 1,614						△ 1,614
10	教育費	1 教育総務費 2 事務局費	8,263	5,682	1,309	15,254						15,254
10	教育費	3 中学校費 3 学校建設費	294	19	236	549						549
10	教育費	4 幼稚園費 1 幼稚園費	605	254	23	882						882
10	教育費	5 社会教育費 1 社会教育総務費	△ 1,548	△ 2,763	△ 1,265	△ 5,576						△ 5,576
10	教育費	6 保健体育費 3 学校給食費	121	106	75	302						302
合計			75,422	156,397	8,206	240,025	△ 13,481	△ 6,732	△ 4,100	△ 438	△ 24,751	215,274

令和7年度人件費12月補正総括表

(単位：千円)

区分	内訳	人員	3節														4節 共済費	8節 費用弁償	合計		
			1節 報酬	2節 給料	職員手当	扶養	地域	通勤	時間外・休日	夜間	住居	特調	期末勤勉	児童	特勤	管理特別				退職	
市長・副市長・教育長	既決額	3	0	24,576	8,479	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,006	0	40,061
	今回補正額	3	0	△ 4,614	△ 1,492														△ 975		△ 7,081
	計		0	19,962	6,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,031	0	32,980
一般職員	既決額	381	0	1,490,299	986,172	48,558	32,359	20,497	99,051	0	27,961	40,097	643,175	28,480	2,302	3,691	40,001	504,280	0	2,980,751	
	今回補正額	388	0	77,764	157,038	△ 1,218	1,976	644	0	0	△ 2,354	5,508	31,389	△ 155	138	△ 3,635	124,745	4,121	0	238,923	
	計		0	1,568,063	1,143,210	47,340	34,335	21,141	99,051	0	25,607	45,605	674,564	28,325	2,440	56	164,746	508,401	0	3,219,674	
再任用職員	既決額	15	0	38,244	10,797	0	774	352	0	0	864	462	8,261	0	84	0	0	8,252	0	57,293	
	今回補正額	15	0	△ 222	△ 1,037	0	△ 14	△ 86	0	0	△ 528	△ 462	53	0	0	0	0	662	0	△ 597	
	計		0	38,022	9,760	0	760	266	0	0	336	0	8,314	0	84	0	0	8,914	0	56,696	
任期付職員	既決額	13	0	40,638	22,115	348	832	810	0	0	180	600	16,132	250	0	0	2,963	12,112	0	74,865	
	今回補正額	14	0	2,494	1,888	△ 36	50	△ 29	0	0	182	16	1,419	195	0	0	91	4,398	0	8,780	
	計		0	43,132	24,003	312	882	781	0	0	362	616	17,551	445	0	0	3,054	16,510	0	83,645	
代替等 （会計年度任用職員）	既決額	34	75,072	0	28,778	0	0	0	0	0	0	0	28,778	0	0	0	0	27,782	1,542	133,174	
	今回補正額	34	△ 13,481	0	△ 6,732	0	0	0	0	0	0	0	△ 6,732	0	0	0	0	△ 4,100	△ 438	△ 24,751	
	計		61,591	0	22,046	0	0	0	0	0	0	0	22,046	0	0	0	0	23,682	1,104	108,423	
合計	既決額	412	75,072	1,593,757	1,056,341	48,906	33,965	21,659	99,051	0	29,005	41,159	704,825	28,730	2,386	3,691	42,964	559,432	1,542	3,286,144	
	今回補正額	420	△ 13,481	75,422	149,665	△ 1,254	2,012	529	0	0	△ 2,700	5,062	24,637	40	138	△ 3,635	124,836	4,106	△ 438	215,274	
	計	34	61,591	1,669,179	1,206,006	47,652	35,977	22,188	99,051	0	26,305	46,221	729,462	28,770	2,524	56	167,800	563,538	1,104	3,501,418	

○合計の人員欄

上段：特別職、一般職員、任期付職員及び再任用職員の人数の合計

下段：会計年度任用職員（代替等）の人数

○令和7年度12月補正【人件費】(会計年度任用職員分(各課所管分))

(単位:千円)

款	項	目	人数	1節 報酬	2節 給料	3節 職員手 当	4節 共済費	8節 費用弁償	合計	財源内訳	
										国、県、 その他	一般財 源
1議会費	1議会費	1議会費	1	120	0	52	0	0	172	0	172
2総務費	1総務管理費	1一般管理費	12	4,225	0	1,380	△ 1,484	2	4,123	0	4,123
2総務費	1総務管理費	4会計管理費	2	228	0	106	0	0	334	0	334
2総務費	1総務管理費	6企画費	1	120	0	52	0	0	172	0	172
2総務費	1総務管理費	10男女共同参画推 進費	1	115	0	53	0	0	168	0	168
2総務費	1総務管理費	13市民協働推進費	1	114	0	52	0	0	166	0	166
2総務費	2徴税费	2賦課徴収費	5	577	79	265	0	0	921	0	921
2総務費	3戸籍住民基 本台帳費	1戸籍住民基本台 帳費	8	636	0	14	0	0	650	650	0
3民生費	1社会福祉費	1社会福祉総務費	4	526	0	215	0	0	741	0	741
3民生費	1社会福祉費	2高齢者福祉費	5	1,021	0	48	△ 82	141	1,128	0	1,128
3民生費	1社会福祉費	3障害者福祉費	5	439	0	265	△ 158	19	565	122	443
3民生費	1社会福祉費	5介護保険費	5	543	0	256	0	10	809	809	0
3民生費	1社会福祉費	6後期高齢者医療 費	3	320	0	153	0	0	473	0	473
3民生費	1社会福祉費	7社会福祉施設費	7	768	0	364	0	0	1,132	0	1,132
3民生費	1社会福祉費	8生活困窮者福祉 費	2	210	0	101	0	42	353	0	353
3民生費	2児童福祉費	1児童福祉総務費	1	120	0	52	0	0	172	0	172
3民生費	2児童福祉費	4保育所費	18	2,418	0	901	0	0	3,319	0	3,319
3民生費	3生活保護費	1生活保護総務費	16	1,515	0	741	△ 190	△ 239	1,827	0	1,827
4衛生費	1保健衛生費	3保健事業費	1	115	0	53	0	0	168	168	0
4衛生費	2清掃費	1清掃総務費	1	117	0	55	0	0	172	0	172
4衛生費	2清掃費	2塵芥処理費	2	15	0	20	0	11	46	0	46
4衛生費	2清掃費	3污水处理費	2	236	0	109	0	63	408	408	0
5労働費	1労働諸費	1労働諸費	1	115	0	52	0	2	169	0	169
7商工費	1商工費	4観光費	1	120	0	52	0	0	172	0	172
8土木費	2道路橋りよう 費	1道路橋りよう総務 費	1	118	0	55	0	0	173	0	173
8土木費	2道路橋りよう 費	2道路橋りよう維持 費	1	118	0	55	0	0	173	0	173
8土木費	4都市計画費	1都市計画総務費	1	117	0	55	0	7	179	0	179
8土木費	5住宅費	2住宅管理費	1	114	0	52	0	0	166	0	166
9消防費	1消防費	2非常備消防費	1	107	0	51	0	0	158	0	158
9消防費	1消防費	5災害対策費	1	51	0	51	0	0	102	0	102
10教育費	1教育総務費	2事務局費	7	864	0	396	0	0	1,260	0	1,260
10教育費	4幼稚園費	1幼稚園費	1	110	0	51	0	0	161	0	161
10教育費	5社会教育費	1社会教育総務費	4	490	0	211	0	0	701	0	701
10教育費	5社会教育費	2市民会館費	1	117	0	52	0	0	169	0	169
10教育費	5社会教育費	5石炭歴史博物館 費	3	395	0	179	△ 43	5	536	0	536
合計			127	17,334	79	6,619	△ 1,957	63	22,138	2,157	19,981

※人数は、補正のある科目のみの人数

令和7年度

市民生活部

市民課

(国民健康保険特別会計)

12月補正予算説明資料
【人件費分】

令和7年度 12月補正予算【人件費分】 総括表 (国民健康保険特別会計)

(市民生活部 市民課)

(単位:千円)

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
1.1.1	一 般 管 理 費	139,781	△ 1,582	138,199
1.2.1	運 営 協 議 会 費	295	0	295
2.1.1	一 般 被 保 険 者 一 療 養 給 付 費	3,069,000	0	3,069,000
2.1.2	一 般 被 保 険 者 一 療 養 費	22,920	0	22,920
2.1.3	審 査 支 払 手 数 料	6,349	0	6,349
2.2.1	一 般 被 保 険 者 一 高 額 療 養 費	501,600	0	501,600
2.2.2	一 般 被 保 険 者 高 額 介 護 合 算 療 養 費	500	0	500
2.2.3	一 般 被 保 険 者 外 来 年 間 合 算 療 養 費	1,250	0	1,250
2.3.1	一 般 被 保 険 者 一 移 送 費	1	0	1
2.4.1	出 産 育 児 一 時 金	27,000	0	27,000
2.4.2	支 払 手 数 料	12	0	12
2.5.1	葬 祭 費	2,220	0	2,220
3.1.1	一 般 被 保 険 者 一 医 療 給 付 費 分	818,288	0	818,288
3.2.1	一 般 被 保 険 者 一 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	260,013	0	260,013
3.2.2	退 職 被 保 険 者 等 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	0	0	0
3.3.1	介 護 納 付 金 分	84,204	0	84,204
4.1.1	共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1
5.1.1	特 定 健 康 診 査 等 一 特 事 業 費	32,136	0	32,136
5.2.1	保 健 事 業 費	29,066	709	29,775
6.1.1	財 政 安 定 化 基 金 積 立 金	12	0	12
7.1.1	利 子	42	0	42
8.1.1	償 還 金 及 び 一 還 付 加 算 金	25,630	0	25,630
8.2.1	直 営 診 療 所 費	10,350	0	10,350
9.1.1	予 備 費	500	0	500
歳 出 合 計		5,031,170	△ 873	5,030,297

令和7年度 12月補正予算【人件費分】説明資料（国民健康保険特別会計）

(歳出)

市民生活部 市民課 保険係 (単位:千円)

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
70	～	71	760101		事業費	76,436	事業費	△1,582	事業費	74,854
款			項	目	国	0	国	0	国	0
1	総務費		1 総務管理費	1 一般管理費	財源内訳	0	財源内訳	0	財源内訳	0
事業名		国民健康保険特別会計人件費			地方債	0	地方債	0	地方債	0
補正の理由		令和7年度人事院勧告による改定及び人事異動に伴う補正			その他	0	その他	0	その他	0
					一般財源	76,436	一般財源	△1,582	一般財源	74,854
補正の内訳		職員11名分 人事院勧告による正規職員の給与改定、9月1日からの新規採用職員の配置、時間外勤務手当見込み額の増などの増額要因に対して、人事異動に伴う俸給差及び育休職員の未執行予算の確定による減額要因が上回ったことにより、減額補正するもの			科目		既定額	補正額	計	
					2	給料	37,119	△1,143	35,976	
					3	職員手当	25,685	415	26,100	
					3	児童手当	938	△78	860	
					4	職員共済費	12,694	△776	11,918	
備考欄 (メモ)					計		76,436	△1,582	74,854	

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計	
70	～	71	76111005	○	事業費	29,066	事業費	709	事業費	29,775
款			項	目	国	0	国	0	国	0
5	保健事業費		2 保健事業費	1 保健事業費	財源内訳	0	財源内訳	0	財源内訳	0
事業名		実) 保健事業費			地方債	0	地方債	0	地方債	0
補正の理由		令和7年度人事院勧告による改定に伴う補正			その他	0	その他	0	その他	0
					一般財源	29,066	一般財源	709	一般財源	29,775
補正の内訳		会計年度任用職員5名分 人事院勧告による会計年度任用職員の給与改定により、増額補正するもの			科目		既定額	補正額	計	
					1	会計年度任用職員報酬	11,037	481	11,518	
					3	職員手当	4,164	228	4,392	
備考欄 (メモ)					計		15,201	709	15,910	

令和7年度 12月補正予算【人件費分】説明資料（国民健康保険特別会計）

（歳入）

市民生活部 市民課 保険係 （単位：千円）

予算書のページ			款	項	目	既定額	補正額	計	
68	～	69	5 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	505,626	△873	504,753	
節			既定額	補正額	計	説 明			
5	職員給与費等 繰入金		100,707	△ 873	99,834				
						項目	既定額	補正額	計
						職員給与費等繰入金	100,707	△873	99,834
						合計	100,707	△873	99,834
対象額の減による減額補正									

令和7年度 国民健康保険特別会計 12月補正予算総括表

(単位:千円)

歳入科目		既決額	補正額	決算見込額	歳出科目		既決額	補正額	決算見込額
1	1 国民健康保険税	607,052	0	607,052	1	総務費	140,076	△ 1,582	138,494
	1 一般被保険者国民健康保険税	607,041	0	607,041	1	総務管理費	139,781	△ 1,582	138,199
	医療給付費分	現年分 357,728	0	357,728	1	一般管理費	139,781	△ 1,582	138,199
		滞納分 19,733	0	19,733	2	1 運営協議会費	295	0	295
	後期高齢者支援金分	現年分 159,885	0	159,885	2	保険給付費	3,630,852	0	3,630,852
		滞納分 11,516	0	11,516	1	療養諸費	3,098,269	0	3,098,269
	介護納付金分	現年分 54,629	0	54,629	1	一般被保険者療養給付費	3,069,000	0	3,069,000
		滞納分 3,550	0	3,550	2	一般被保険者療養費	22,920	0	22,920
	2 退職被保険者等国民健康保険税	11	0	11	3	審査支払手数料	6,349	0	6,349
	医療給付費分	滞納分 3	0	3	2	高額療養費	503,350	0	503,350
	後期高齢者支援金分	滞納分 2	0	2	1	一般被保険者高額療養費	501,600	0	501,600
	介護納付金分	滞納分 6	0	6	2	一般被保険者高額介護合算療養費	500	0	500
					3	一般被保険者外来年間合算療養費	1,250	0	1,250
2	県支出金	3,758,328	0	3,758,328	3	移送費	1	0	1
	1 県補助金	3,758,328	0	3,758,328	1	一般被保険者移送費	1	0	1
	1 保険給付費等普通交付金	3,595,271	0	3,595,271	4	出産育児費	27,012	0	27,012
	2 保険給付費等特別交付金	163,057	0	163,057	1	出産育児一時金	27,000	0	27,000
					2	支払手数料	12	0	12
3	使用料及び手数料	286	0	286	5	1 葬祭費	2,220	0	2,220
	1 手数料	286	0	286	6	1 傷病手当金	0	0	0
	1 督促手数料	286	0	286	3	国民健康保険事業費納付金	1,162,505	0	1,162,505
4	財産収入	12	0	12	1	医療給付費分	818,288	0	818,288
	1 財産運用収入	12	0	12	1	一般被保険者医療給付費分	818,288	0	818,288
	1 利子及び配当金	12	0	12	2	退職被保険者等医療給付費分	0	0	0
5	繰入金	632,922	△ 873	632,049	2	後期高齢者支援金等分	260,013	0	260,013
	1 一般会計繰入金	505,626	△ 873	504,753	1	一般被保険者後期高齢者支援金等分	260,013	0	260,013
	保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	190,069	0	190,069	2	退職被保険者等後期高齢者支援金等分	0	0	0
	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	106,997	0	106,997	3	1 介護納付金分	84,204	0	84,204
	未就学児均等割保険料繰入金	2,534	0	2,534	4	1 1 共同事業拠出金	1	0	1
	出産育児一時金等繰入金	18,000	0	18,000	5	保健事業費	61,202	709	61,911
	職員給与費等繰入金	100,707	△ 873	99,834	1	1 特定健康診査等事業費	32,136	0	32,136
	財政安定化支援事業繰入金	86,327	0	86,327	2	1 保健事業費	29,066	709	29,775
	産前産後保険料減免	992	0	992	6	1 基金積立金	12	0	12
	2 1 財政安定化基金繰入金	127,296	0	127,296	1	1 財政安定化基金積立金	12	0	12
6	1 1 繰越金	12,523	0	12,523	7	1 公債費	42	0	42
7	諸収入	20,047	0	20,047	1	1 利子	42	0	42
	1 延滞金加算金及び過料	10,000	0	10,000	8	諸支出金	35,980	0	35,980
	1 延滞金	10,000	0	10,000	1	1 償還金及び還付加算金	25,630	0	25,630
	2 雑入	10,047	0	10,047	2	1 直営診療所費	10,350	0	10,350
	1 雑入	10,047	0	10,047	9	1 1 予備費	500	0	500
	第三者行為等	10,000	0	10,000					
	労働保険被保険者納付金	47	0	47					
	保険給付費等特別交付金返還金	0	0	0					
	歳入合計	5,031,170	△ 873	5,030,297		歳出合計	5,031,170	△ 873	5,030,297

令和7年度

市民生活部

市民課

(後期高齢者医療特別会計)

12月補正予算説明資料
【人件費分】

令和7年度 12月補正予算 総括表（後期高齢者医療特別会計）

（市民生活部 市民課）

（単位：千円）

歳 入				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
1.1.1	後期高齢者医療 保険料	601,694	0	601,694
2.1.1	督促手数料	4	0	4
3.1.1	事務費繰入金	52,149	△ 552	51,597
3.1.2	保険基金 繰入金	249,876	0	249,876
4.1.1	繰越金	14,037	0	14,037
5.1.1	延滞金	1	0	1
5.2.1	保険料還付金	800	0	800
5.2.2	還付加算金	100	0	100
5.3.1	滞納処分費	1	0	1
5.3.2	雑入	1	0	1
6.1.1	総務費補助金	1,298	0	1,298
歳入合計		919,961	△ 552	919,409

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
1.1.1	一般管理費	30,595	△ 552	30,043
1.2.1	徴収費	3,424	0	3,424
2.1.1	後期高齢者医療 広域連合納付金	884,942	0	884,942
3.1.1	保険料還付金	800	0	800
3.1.2	還付加算金	100	0	100
4.1.1	予備費	100	0	100
歳出合計		919,961	△ 552	919,409

令和7年度 12月補正予算説明資料（後期高齢者医療特別会計）

（歳出）

市民生活部 市民課 保険係

（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計			
88	～	89	810101		事業費	13,963	事業費	△552	事業費	13,411		
款			項	目	国	0	国	0	国	0		
1	総務費		1	総務管理費	1	一般管理費	財源内訳	県	0	財源内訳	県	0
事業名		後期高齢者医療特別会計人件費			財源内訳	地方債	0	地方債	0	財源内訳	地方債	0
補正の理由		令和7年度給与改定及び人事異動に伴う減額補正			財源内訳	その他	0	その他	0	財源内訳	その他	0
					財源内訳	一般財源	13,963	一般財源	△552	財源内訳	一般財源	13,411
補正の内訳		職員2名分 給与改定及び人事異動に伴う職員給料、職員共済費の減額			科目		既定額	補正額	計			
					2	給料	7,013	△432	6,581			
					3	児童手当	0	95	95			
					4	職員共済費	2,418	△215	2,203			
備考欄 (メモ)					計		9,431	△552	8,879			

令和7年度 12月補正予算説明資料（後期高齢者医療特別会計）

（歳入）

市民生活部 市民課 保険係（単位：千円）

予算書のページ			款	項	目	既定額	補正額	計	
86	～	87	3 繰入金	1 一般会計繰入金	1 事務費繰入金	52,149	△552	51,597	
節			既定額	補正額	計				
1	事務費繰入金		52,149	△ 552	51,597	項目	既定額	補正額	計
						事務費繰入金	52,149	△552	51,597
						合計	52,149	△552	51,597
						繰入対象事務費の減			

令和7年度後期高齢者医療特別会計 12月補正予算総括表

市民課保険係(単位:千円)

歳 入					歳 出				
款 項	目	既定額	補正額	計	款 項	目	既定額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	601,694	0	601,694	1 総務費	1 一般管理費	30,595	△ 552	30,043
1 後期高齢者医療保険料					1 総務管理費				
2 使用料及び手数料	1 督促手数料	4	0	4	1 総務費	1 徴収費	3,424	0	3,424
1 手数料					2 徴収費				
	1 事務費繰入金	52,149	△ 552	51,597	2 後期高齢者医療広域連合納付金	後期高齢者医療			
3 繰入金					1 後期高齢者医療広域連合納付金	広域連合納付金	884,942	0	884,942
1 一般会計繰入金	2 保険基盤安定繰入金	249,876	0	249,876		1 保険料還付金	800	0	800
	小計	302,025	△ 552	301,473	3 諸支出金	2 還付加算金	100	0	100
4 繰越金	1 繰越金	14,037	0	14,037	1 償還金及び還付加算金	小計	900	0	900
5 諸収入	1 延滞金	1	0	1	4 予備費	1 予備費	100	0	100
1 延滞金、加算金及び過料					1 予備費				
	1 保険料還付金	800	0	800					
5 諸収入	2 還付加算金	100	0	100					
2 償還金及び還付加算金	小計	900	0	900					
	1 滞納処分費	1	0	1					
5 諸収入	2 雑収入	1	0	1					
3 雑収入	小計	2	0	2					
6 国庫支出金	1 総務費補助金	1,298	0	1,298					
1 国庫補助金									
歳入合計		919,961	△ 552	919,409	歳出合計		919,961	△ 552	919,409

令和7年度

福祉部

保健福祉課

(急患会計)

**12月補正予算説明資料
【人件費分】**

令和7年度 12月補正予算 総括表（急患会計）

（福祉部 保健福祉課）

（単位：千円）

歳 入				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
1.1.1	診 療 費 事 業 収 入	90,952	92	91,044
2.1.1	急患医療事業費負担金	45,814	0	45,814
3.1.1	利 子 及 び 配 当 金	4	0	4
4.1.1	一 般 会 計 繰 入 金	29,742	0	29,742
4.2.1	急患医療事業基金繰入金	28,163	0	28,163
5.1.1	繰 越 金	22,570	0	22,570
6.1.1	雑 入	33	0	33
7.1.1	診 療 機 器 購 入 事 業 債	7,600	0	7,600
歳 入 合 計		224,878	92	224,970

歳 出				
科 目	名 称	既定額	補正額	計
1.1.1	一 般 管 理 費	200,305	92	200,397
1.1.2	急患医療事業基金費	22,573	0	22,573
2.1.1	予 備 費	2,000	0	2,000
歳 出 合 計		224,878	92	224,970

令和7年度 12月補正予算説明資料（急患会計）

（歳出）

福祉部 保健福祉課 保健センター

（単位：千円）

予算書のページ			事業コード	総合計画区分	既定額		補正額		計			
106	～	107	780105	○	事業費	163,218	事業費	92	事業費	163,310		
款			項	目	国	0	国	0	国	0		
1	総務費		1	総務管理費	1	一般管理費	財 源 内 訳	県	0	県	0	
事業名			田川地区急患センター運営事業費			地方債		7,600	地方債	0	地方債	7,600
補正の理由			人事院勧告に伴う再任用職員の人件費の増額分を計上する必要があるため			その他		142,367	その他	92	その他	142,459
						一般財源		13,251	一般財源	0	一般財源	13,251
						科目		既定額	補正額	計		
補正の内訳			人事院勧告に伴う再任用職員の給料の増額分を補正するもの			2	給料	2,496	92	2,588		
備考欄 (メモ)						計		2,496	92	2,588		

令和7年度 12月補正予算説明資料（急患会計）

（歳入）

福祉部 保健福祉課 保健センター（単位：千円）

予算書のページ			款		項		目	既定額	補正額	計	
104	～	105	1	事業収入	1	事業収入	1	診療費事業収入	90,952	92	91,044
節			既定額	補正額	計	説明					
1	診療費事業収入		90,952	92	91,044						
						項目		既定額	補正額	計	
						診療費事業収入		90,952	92	91,044	
						合計		90,952	92	91,044	